

マイナンバーカードの取得は任意です 共済組合で申請用紙作成？何故？費用は？

政府が進めるカードの普及対策

- ・2021 年3月から健康保険証として利用
- ・キャッシュレス決済時のポイント還元
- ・自治体証明書のコンビニ発行の拡大
- ・自治体でのカード取得手続きの簡素化
- ・各府省の申請等での活用
(建設キャリアアップシステムとの連携)
- ・スマホでの全面的な個人認証
- ・金融サービスなど民間にも利用推奨

カード取得は個人の自由 「強要」は法律違反

そもそも、カードの取得は個人の意思によるものであり「強要」されるべきものではありません。法にお

一月中旬、二月末に「マイナンバーカード取得について(お願い)」文書が共済組合員に発出され、アンケートに名を借りた「カード申請・取得状況調査」が実施されました。調査では一〇月末、一二月末、三月末時点の三回調査を実施するとしており、記名で職員の他、被扶養者の取得状況まで調査しています。また、一月中旬には交付申請書の配布まで行われています。

そもそも、共済組合がマイナンバーカード(以下「カード」)の取得状況を把握する法的根拠はありませんし、組合員の掛金で申請書を作成するのは言語道断、共済事業として有用な予算活用が求められます。

誰もが働きやすい職場をつくるため あなたも国土交通労組に入ろう！



を出来る限り特定しなければならぬ(一八条一項)」「書面で取得する場合、本人に明示する(同二項)」と規定されており、個人名入りの情報を収集した場合、違法な収集と言わざるを得ません。

り、建設関係では、キャリアアップシステムとの連携等も予定されています。健康保険証への活用については六月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針二〇一九」で決定され、国家公務員については八月の事務次官会議で保険証活用と一二月・三月の取得状況の把握を確認したようです。

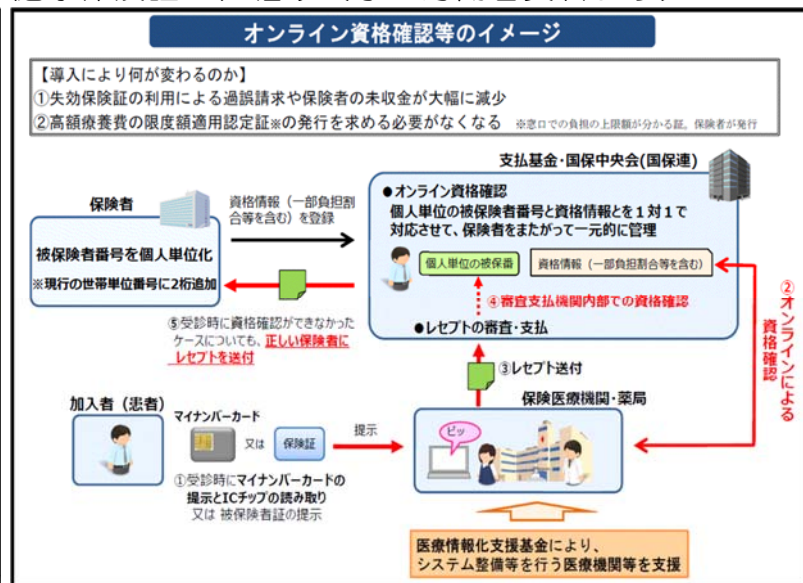
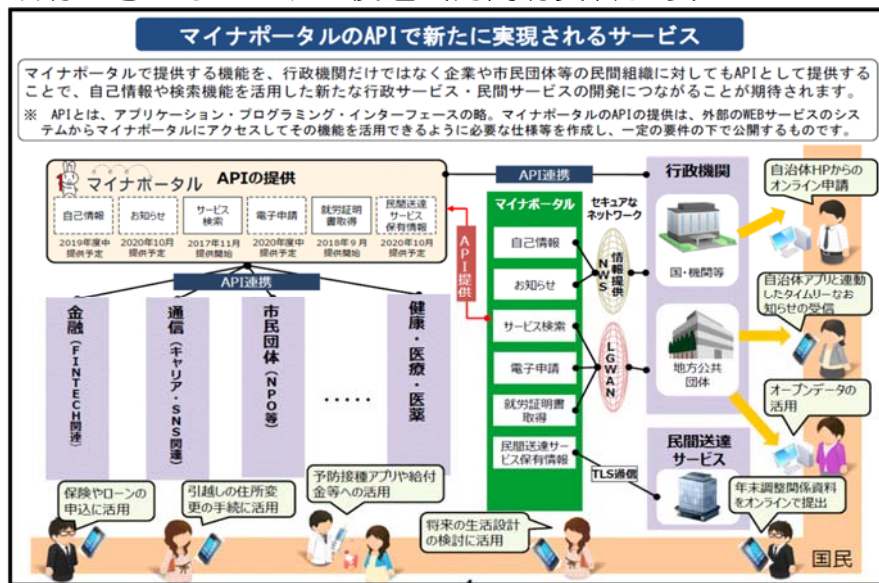
また、二三年三月まで全ての医療機関において読取機を導入させるための補助も進められています。

個人情報収集は 目的等の明示が必要

職場でばらまかれたアンケートには、個人名を記入することになっており、被扶養者の情報を含め収集しています。しかし、任意性を含め、一切記載されていません(事務所によってはメール本文に任意性を記載)。しかも収集目的、収集後の活用などについての記載もありません。個人情報保護法では「個人情報」の取り扱いに当たって利用目的

職員証とは異なる扱い 本局への持ち込み無し

健康保険証としての活用は、これまで進めてきた職員証の扱いとは異なり、職員証ではカードの



このため、保険証の機能を果たせるために、本局でカードにデータを書き込む行為は行われず、退職時や非扶養者の就労等による保書の組合の移行時、健康組合の移行時、書面による手続きも、ただで移行でき、保険証が手元に無いという可能性もありません。

読者以外で特定できず、増えるだけ？

政府目標では、一始の医療機関で二三年三月までにカードの読取機を導入するとされ、導入する」とされていますが、それまでの間の保険証の扱いや、それ以降でも「殆ど」に含まれなかった医療機関においてどの様に

C部にデータを書込んでいたが、保険証では、カードに関連づけられたID管理（ICチップ固有情報と関連づけ）により機能を持たせることとなりそうです（上図参照）。

保険証を確認するのは明らかになっています。カードを読み取ることが方法で確認するため読取機が無ければ保険証機能を確認する術はありません。これを回避するためには別途、紙等の保険証が必要となりそうです。

結局、職員証同様、重ね合わせるシートだけが、紛失時のリスクが増えるだけとなりかねません。政府の言う「将来はカード一枚で」にはほど遠い現状が浮かび上がっています。

「お薬手帳代わりにも？ 個人情報漏洩の恐れも」

「お願い」文書のURLを見に行くと「お薬手帳代わりにも使える」と便利さをPRしています。しかし、これらの機能はマイナポータルのサイト（PC、スマホ）で閲覧（イメージは上図）することになります。政府は、「個人情報情報はカードに記録されるものではなく各機関において管理されるからマイナンバーが漏れても情報が漏洩することはない」と言っていますが、当該サイトに様々な情報が掲載されることになっており、金融機関での借金情報や通院履歴、通信履歴等様々な情報が閲覧できることとなりそうです。

マイナポータルによる情報の漏洩の恐れ（各機関のサーバーへの不正アクセス、HDDの流出は日常的に発生）のほか、なりすましログイン等でマイナポータルに入られてしまえば、様々な情報を一元的に閲覧され、漏洩される恐れもあります。

国土交通省ではたらくみなさん

マイナンバーカードの取得は任意です

カード取得おしつけは人権侵害！

**個人情報の塊を持ち歩くリスクは大きい
強要・強制と感じたら国土交通労組へ**

★2021年3月から、マイナンバーカードを健康保険証として利用できる制度が導入されます。これに向けて、職場では、ご家族を含めマイナンバーカードの取得促進がすすめられています。この機会に、ご家族の方と一緒に話し合ってみてください。

取得を悩んでいる方に、改めてマイナンバーカードの危険性をお知らせします。

◆諸外国では様々な事件が発生◆

＝アメリカ＝
架空請求などの詐欺犯罪が発生し、損害額は2兆円超。毎年、利用者の3%が「なりすまし」被害を受けています。

＝韓国＝
累計2億3千万人分の個人情報流出。クレジットカードのパスワード管理会社からも情報流出事件が発生。

国土交通労組は、本省当局との間で、「マイナンバーカードの取得は任意であり、強制はしない」と確認し、地方機関等も含めて強制と受け取られるような対応はしないと約束させています。

職場で取得を強要させるようなことがあれば、国土交通労組に相談してください。

電話：03-3580-4244 メール：kdkkaro@kdkkaro.or.jp

マイナンバーカードは便利？ でも・・・

マイナンバー（カード）で行えること

- ①公的な身分証明書
- ②コンビニで印鑑証明や住民票が取得可能
- ③国家公務員の身分証（入館認証機能付）
- ④自治体ポイントの付与
- ⑤公的預貯金口座に紐づけ
- ⑥納税手続きで使用する電子証明書機能
- ⑦健康保険証の「オンライン資格確認」

2020年導入予定

- ⑧電子決済と連動したポイント還元

将来的には、

- ・医療機関受診情報の一元管理 など

★マイナンバーカードの問題点★

- ・「なりすまし」や「公的証明書の不正取得」が容易
- ・紛失時の再発行手続きが面倒で時間もかかる
- ・多様な個人情報※が紐づけられることで、漏えい時の影響が大きい
- ※氏名、生年月日、顔写真、戸籍、通院歴 など
- ・警察捜査への利用
- ・国家による個人統制、国民監視 など

国土交通労組は、危険なカードを臨時持ち歩くことになる「身分証との一体化」に反対しています。

★注 マイナンバーカードの「オンライン資格確認」とは★
マイナンバーは「社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理」するため、2015年10月に、すべての国民に12桁の番号が強制的に割り当てられたものです。
このマイナンバーに、共済組合員証（健康保険証）の情報を紐づけし、マイナンバーカードを健康保険証代わりに使えるようにするのが「オンライン資格確認」です。